

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月5日
【事業年度】	第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社日立国際電気
【英訳名】	Hitachi Kokusai Electric Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 長谷川 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	03(5209)5931(代表)
【事務連絡者氏名】	広報・法務本部長 蒔田 明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	03(5209)5931(代表)
【事務連絡者氏名】	広報・法務本部長 蒔田 明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出した第83期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(8) <省略>

(9) 剰余金の配当等の決定機関

<省略>

（訂正後）

(1)～(8) <省略>

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(11) 剰余金の配当等の決定機関

<省略>